

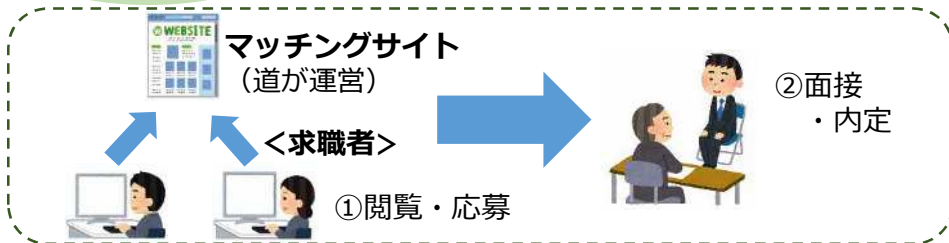
# 「移住支援金」 を活用して、北海道で働きませんか？

東京23区から

小樽市で  
就業・起業・テレワーク移住！詳しくは、  
ご相談ください！小樽市から  
移住支援金を受給

- ・ 単身：60万円
- ・ 世帯：100万円

(就業の場合)



## 移住支援金とは？

東京23区（在住者または通勤者）から小樽市に移住し、移住支援金対象法人に就業した方等に、単身の方は60万円、世帯で申請の方は100万円※の移住支援金を支給する制度です。

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、加算があります。

- ・ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入の場合、18歳未満の者一人につき30万円加算します。(上限60万円)
- ・ 令和5年4月1日以降転入の場合、18歳未満の者一人につき100万円加算します。(上限200万円)

## 対象要件は？

⇒次の①～④のすべてを満たしている方です。

<移住元要件>

- ①移住する直近10年間のうち、**通算5年以上 東京23区に在住 or 通勤**していた方
  - ②移住する**直前に、1年以上、東京23区に在住 or 通勤**していた方
- ※①②ともに、通勤の場合にあっては、**東京・埼玉・千葉・神奈川県**のいずれかに居住していた方  
※対象外の地域があります。右下QRコードよりご確認ください。

<移住先要件>

- ③**小樽市**に転入された方で、**5年以上継続して居住する意思**を有している方

<就業要件> 次のa,b,c,dのいずれかに該当すること

- a **就業** (マッチングサイト掲載の法人に新規就業した方)
- b **専門人材** (国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した方)
- c **起業** (道の起業支援事業「地域課題解決型起業支援金」の交付決定を受けた方)
- d **テレワーク移住** (転勤等ではなく、**自己の意思**により移住し、**東京23区での仕事を継続**する方)

## マッチングサイトとは？

- 道が運営する、移住支援金対象の求人を掲載する求人サイトです。
- サイトには、**移住支援金の対象求人情報**や、北海道への**移住関連情報**が掲載されています。

北海道で暮らそう はたらこう

北海道公式 移住支援金対象求人就業マッチングサイト



求人情報掲載中！

スマートフォンからは  
こちらのQRコードで  
読み取りできます！



対象要件など詳細情報

北海道庁のHPも  
合わせてご覧ください



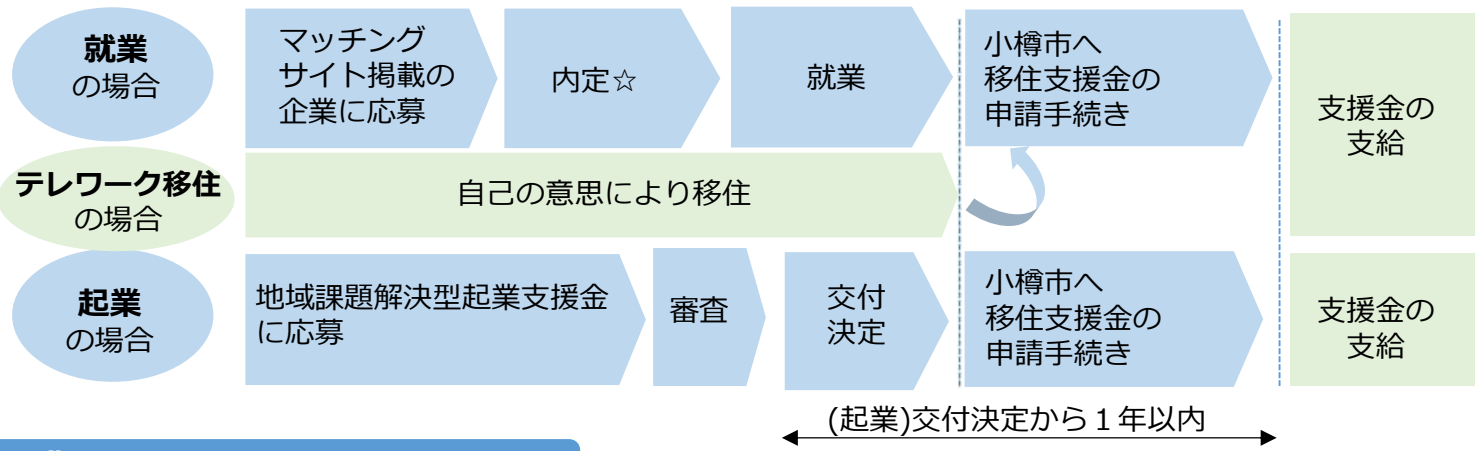
## 移住支援金の申請について

《STEP1》 転入後予備登録申請が必要

《STEP2》 予備登録申請後、転入後1年以内に交付申請が必要

## 移住支援金交付までの流れ（小樽市に申請）

申請は、移住(住民票の移動)から1年以内



## 起業の場合について

- ・ 「地域課題解決型起業支援金」の募集情報は、北海道中小企業課にお問い合わせください。
- ・ 採択には、地域課題解決の観点や、事業性などに関する審査があります。
- ・ (連絡先) 011-231-4111 (内線26-220)

道 中小企業課 HP  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.htm>



## 交付申請時に必要な書類

### ● 全員必須の書類

◎ : 3つのうち1つ必要

★ : 該当する場合のみ必要

- ① 写真付き身分証明書（本人確認できる書類）
- ② 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- ③ 移住後の住民票の写し（小樽市への転入日が確認できる書類）
- ④ 移住支援金の振込先の預貯金通帳又はキャッシュカード（確実に振込可能となる情報）  
 （金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・店番号・名義人フリガナが確認できるもの）

### ◎ 就業の場合に必要な書類

- ・ 就業先法人等の就業証明書（指定の様式があります）

### ◎ 起業の場合に必要な書類

- ・ 地域課題解決型起業支援金の交付決定通知書

### ◎ テレワークの場合に必要な書類

- ・ 移住前の業務を引き続き継続している証明書（指定の様式があります）

### ★ 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

- ・ 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
- ・ 移住後の住民票の写し（小樽市転入後の世帯全員分）

### ★ 東京圏から東京23区への通勤者のみ必要な書類

- ・ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等  
 （移住元での在勤地、在職期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

### ★ 東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ必要な書類

- ① 開業届出済証明書等
- ② 個人事業等の納税証明書

### ★ 東京圏から東京23区内の大学へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した場合のみ必要な書類

- ① 卒業証明書（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- ② 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等  
 （移住元での在勤地、在職期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

申請書様式等は  
こちらから！



小樽市 HP

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020120700770/>

【お問い合わせ】 小樽市総務部企画政策室（受付時間：平日 9：00～17：20）  
 TEL：0134-32-4111(内線273) メール：kikaku@city.otaru.lg.jp